

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和二年六月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年二月三日奈良県指令高土第三一―二二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年六月十五日高土第九六二号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年六月十五日高土第三九九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市鎌田五三六番三、五三六番四、五三六番五、五三六番六、五三六番七、五三

六番八、五三七番六、五三七番七、五三七番八、五三七番九、五三七番一〇及び五三

七番一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市下田東三丁目一―一三番地一

株式会社垣本ハウジング 代表取締役 垣本喜己

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市鎌田五三六番四、五三七番六及び五三七番九

下水道 香芝市鎌田五三六番四の一部